

固定資産税の概要

固定資産税は、毎年1月1日現在に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人に対して、その年の4月1日から始まる年度分の税として課される税金で、税額は固定資産の価格（以下、「評価額」といいます。）をもとに算定されます。

市街化区域の土地・家屋については、固定資産税とあわせて都市計画税も課されます。詳しくは、以下をご覧ください。

納める人

毎年1月1日現在に神戸市内に固定資産を所有している人です。所有している人とは、固定資産課税台帳に登録されている人で、具体的には以下のとおりです。

- 登記されている土地・家屋：1月1日現在の登記簿上の所有者（所有者が1月1日より前にお亡くなりになっている場合や法人で消滅している場合は、その土地・家屋を現に所有している人）
- 登記されていない土地・家屋：1月1日現在の土地補充課税台帳・家屋補充課税台帳に登録されている人
- 償却資産：1月1日現在の償却資産課税台帳に登録されている人

補充課税台帳とは、登記簿に登録されていない土地・家屋で固定資産税を課することができるものを登録した固定資産課税台帳をいいます。

売買等により実際に所有する人が変更されていても、登記簿等の名義変更手続が1月1日現在において完了していない場合は、前所有者が納めることになります。